

学校法人ヤマザキ学園行動計画（第3期）

この行動計画は、次世代育成支援対策推進法の定めに基づき、学校法人ヤマザキ学園が令和7年度から令和12年度までに実施する次世代育成支援対策を定めたものである。

下記の第3期行動計画の実施にあたっては、学校法人としての性格を踏まえつつ、教職員の仕事と子育ての両立を支援し、教職員全員にとって働きやすい環境を整備することにより、全ての教職員がその能力を十分に発揮できるよう努めていく方針である。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1 育児休業に関する公的支援制度の内容をわかりやすく周知して取得を促進し、特に男性の育児休業等取得率100%を維持するよう努める。さらに、女性の育児と仕事の両立支援の取組を拡充し、特に個別相談の実施率100%を目標とする。

<対策>

・公的支援制度および本学園関連規程の周知

令和7年4月～令和8年3月 関連規程等を整備する。

令和7年4月～令和7年9月 案内文書（リーフレット等）を作成する。

令和7年10月～順次 学内LANにて規程および案内文書を周知する。

・本学園の両立支援の取組内容の拡充

令和7年4月～

当該職員の個別の事情に対し、細やかな配慮を行う（勤務時間帯、勤務地、業務量の調整等および休暇期間の配慮等）。

目標2 年間休日・休暇日数加増のための取組を試行・継続的に検討する。

<対策>

職員のエンゲージメントの向上の一助となるよう、令和7年8月より以下の通り試行的に特別休暇を増やし、また時間単位有給休暇の取得を推進する。加えて有給休暇日数の消化率、および振替休日取得率等の検証を進める。

① 8月の土曜日出勤日に特別休暇を付与する。

② 12月27日土曜日に特別休暇を付与する。

③ 8月1日から9月30日までの間を夏季休暇期間、および2月1日から3月31日の間春季休暇期間にそれぞれ5日間の特別休暇を付与する。

④ 扶養ペット弔事休暇、及び生理休暇を特別有給休暇とする。

⑤ 時間単位有給休暇の取得を推進する。

目標3 勤怠システムの導入により労働時間の可視化を図り、常勤労働者の年間平均残業時間を40%削減し、勤労環境の改善につなげる。

<対策>

令和7年9月16日～

- ・勤怠システムの使用方法を職員全体に周知し、運用を開始する。
- ・全職員の所定外労働時間を適切に把握、共有し、各部署での指導に役立てる。
- ・時間外勤務および休日取得（有給休暇、振替休日）の実態を把握し、表出する課題の解消に向け検討する。

以 上